

乙第13号証に対する便宜上の区分表示

秘密指定解除

情報公開室



第5次日韓全面会談予備会談の一般請求権
小委員会の第11回会合

昭和36.4.21

北東アジア課

一般請求権小委員会第11回会合は、昭和36年4月21日午前10時35分から12時まで、外務省317号室において次のとおり双方委員出席の下に開催された。

日本側出席者

主査代理	大蔵省理財局次長	吉田信邦
------	----------	------

副主査	外務參事官	ト部敏男
-----	-------	------

補佐	大蔵省理財局外債課 事務官	玉置明男
----	------------------	------

"	"	杉田昌久
---	---	------

補佐(オブザーバー)	管財局管理課長	本間英郎
------------	---------	------

補佐	外務省條約局條約課長兼	松武
----	-------------	----

"	アシア局北東 アシア課長	前田利一
---	-----------------	------

"	"	事務官 柳谷謙介
---	---	----------

"	"	池部健
---	---	-----

"	"	杉山千萬樹
---	---	-------

"	"	久一昌三
---	---	------

韓国側出席者

主査代理	韓国銀行國庫部長	李相	徳
補佐	日韓会談代表	李天	祥
"	代表部參事官	文哲	淳
"	韓国産業銀行業務部長	洪升	喜
"	韓国銀行調査部次長	洪允	燮
"	ソウル大学法大助教授	鄭一	永
"	外務部二等書記官	李秀	佑
"	三等書記官	金正	勲

2. 議事要旨

-
- ① (1) 始めに李主査代理より洪升喜専門委員(韓国産業銀行業務部長)の紹介を行なつた。
- (2) 次に吉田主査代理より、前回の委員会における李主査代理の発言に対する日本側の見解を述べたいと前置して、別添(1)の文書(日韓請求権問題に関する米国の見解の表明に関する日本側見解)を読み上げた。
- (本文書は4月22日韓国側に手交した。)
-
- ② これに対し李主査代理は、今の日本側の発言を書面でいただけたら、それを検討した上で韓国側の見解を述べるが、その前に1、2質問したい。韓国が平和条約第14条の規定によつて賠償を請求する権利のないことは説明の余地もなく、今までもしばしば申上げたところである。しかし、韓国は平和条約第4条の受惠国として、第4条を基礎としてクレームを請求するものである。平和条約第4条のクレームに関しては、

韓日両国間の多年間の歴史的関係を考慮し、在韓日本財産が例外なしに韓国に帰属されたことによつても明白である。今までしばしば申上げたように、これは賠償という用語上の問題ではなく、日本側でこの歴史的事実を考慮したら韓国側の意見は了解していただけるものと思う。

1957年12月31日のアグリード・ミニュットについても書面をいただいた上で検討してみると、韓国の8項目の請求に対し、日本は誠意をもつて討議することに同意しており、在韓日本財産が韓国に帰属したことにより、韓国の対日請求権の何がどの程度満たされたかということについては了解がゆくものと思う。従つて、韓国の8項目の請求はそれにより影響を受けるものではないと考えるが、詳しいことは、書面を見た上で改めて意見を申上げると述べた。これに対して、吉田主査代理は、問題

は、日本が在韓財産に対する請求権を放棄したことにより、その他の請求権がどの程度に消滅し、満たされたかを討議したいということであつて、韓国は賠償類似の対日請求権を主張しないこととしたのであるから、この問題に関しては、全く討議の余地なしといわんばかりの韓国側の意見に対し、日本側として筋道をはつきりさせておきたいという趣旨であると述べた。^(a)更に、ト部

副主査から、この問題に関し、今まで何回かの発言がくり返されたが、自分が不思議に思うのは、第7回の本小委員会において日本側で指摘した U.S. Memorandum の第3点、すなわち、Thus the special arrangements

between Korea and Japan would encompass determination
of the extent to which Korean claims against Japan
should be considered to be extinguished or satisfied
by virtue of the take-over by the Korean Government

Japanese assets in Korea.

の Special arrangements というのはこういうことを議論するんだと書いてあるその点をどう考えておられるのか分らないことである。その点をもう一度検討願いたいと補足した。

③ (3) 続いて吉田主査代理より、別添(2)の文書（軍令第33号の法的効果の及ぶ時間的範囲に関する日本側見解）を読み上げた。
(本文書も4月22日韓国側に手交した。)

これに対し李主査代理より、この問題に關しても文書にしていただいた上で改めて韓国側の意見を申上げると述べた後、双方の間で次のような応酬があつた。

(1) 李主査代理より、日本側は8月9日といふ日付をもつて財産の「日本性」を決定する日付であるといわれたが、韓国側としては法文上この日付をもつてこの日

付の在韓日本財産が韓国に帰属されたと考えておあり、法文上「日本性」という言葉はない。また韓米協定によつて移転された財産の目録については書面を見た上で意見を述べるが、財産目録といふようなものではなく包括的に移転されたものであると述べた。その際、李天祥委員より、8月9日の日付の問題については後程詳しい意見を述べるが、明文上日本財産が米軍政庁に帰属したのは8月9日である、すなわち、韓国側としては、"property located--on or since 9 August 1945" の解釈として、そういう解釈をとつてゐる旨述べたので、ト部副主査より、わざわざ9月25日付をもつて取得し、所有すると規定した意味は何であるかと尋ね、吉田主査代理よりは、米軍令は米軍の管轄範囲外にあつたものには効果が及び得ないし、司令官としてもそういう権限はあり得ないと述べたところ、李天祥委員は8月9日が財

産帰属の日付であると重ねて答えた。

(b) そこで吉田主査代理より、この問題は感情的な問題でなく法律上の問題として、厳正な解釈を出してゆかねばならぬ。それ故に自分達としても種々の資料を要求しているのであって、そういう点がはつきりしない限り法律的な請求権の解決は困難であるから、その意味では非とも充分な検討をお願いする次第であると述べ、更にト部副本査よりも、この問題に関しては日本における Supreme Commander と在韓米軍 Commander との関係、日本と韓国とその間に米国があつて韓国が法律的に米国から移譲を受けたという3つの関係と日付の上でも3つの問題があると述べたところ、李主査代理は軍令33号には3つの日付があるが、9月25日付で旧日本財産を取得したが、それは8月9日に遡つて取得したということである。日本側の解釈は、在韓米軍政長官が遡

及してこういうことを決定する権限がない
という意味か、又は権限はあつても同軍令
がそういう趣旨で出されたのではないとい
う意味かと尋ねたので、^(A)ト部副主査より遡

及についても問題があるが、日本側の解釈
は、例えば8月9日以後に日本人がスイス
人に財産を売り渡した場合でもそれは日本
財産として取扱われるべきだということであ
る旨説明、吉田主査代理よりは軍令39
号の日付の問題については明文上からも先
般説明したように解釈されるし、またそ
ういう解釈以外に解釈困難であるという2点
を申上げたのであると述べたところ、李主
査代理は、韓国側としては8月9日現在の
日本財産が米軍政庁に帰属したものである
と法令を文字通り解釈しているものである
と述べたので、日本側からも、日本側でも
同様に法令を文字どおり解釈している旨述

べた。

(四) 吉田主査代理より、先程韓国側は、米韓協定による移譲は財産目録による移譲でなく包括的であつたと言われたが、移譲協定の中には、すでに米軍政府によつて処分したもの除去してあるが、具体的にどんな処分を行なつたかが問題である。先ず米軍が有効に接収し得たかということが日付の問題に関連して問題になり、次の段階としては米軍政府が完全に接収したものでも米軍が処理したもののが相当ある筈であるから接収財産のうちどれだけが、韓国側に移譲されたかが問題となる。韓国側の請求は、具体的な物の集積として要求されてゐる。従つて、韓国側が要求されている個々の物が、具体的にどういう風に米側から移譲されたか説明していただくと、日本側として納得し易いし、また日本側でもその有効性を判断する上に必要であると述べたところ李主査代理は、 disposition の点について

韓国は米軍政庁の disposition は承認した
のであるが、それは法令に違反したもの
含んではいないというのが自分達の解釈で
あると述べたので、(C)吉田主査代理は、問題
は法令に違反しているといつても、所有権
の移転に関する場合と行為を禁止した場合
とがあり、解釈上種々問題があるし、また
具体的処理の問題も多々あると思うが、こ
れらは非常に大切なことであるから充分御
検討をお願いすると述べた。

⑤ (4) 次いで要綱4の「8月9日現在韓国に本店のあつた法人の在日財産の返還請求」の問題に移り、次のとおり討議を行なつた。

(i) 吉田主査代理より、韓国側はこの項目では、日本側の閉鎖機関令により閉鎖された機関、在外会社令による在外会社の在日財産を要求されているが、これら法人の株主は相当いた筈であつて、そういうつた会社の株主権その他については、韓国側ではどういうふうな扱いをされているのかと尋ねたところ、李主査代理は、日本人株式は米軍政庁から引継を受けて韓国政府に帰属し、政府が株主権を行使している。民間に売却したものないし、営業上の理由で廃止されたものもあるが、原則としては政府の方で株主権を存続して保有していると答えた。

(d) (i) そこで吉田主査代理は、朝鮮に在住していた株主もあるが日本に在住していた

株主もあつたし、株券が日本にあつたものもあると思うが、その点どう扱われたかと尋ねたところ、李主査代理はそれらの株主は日本人であるかと念を押した後、住所はどうであろうと軍令39号によつて全部帰属したと答えた。

(2) 吉田主査代理より、日本人の株主は当初米軍政府に次いで韓国政府の名義に書き換えられたのかと尋ね李主査代理はそれを肯定したので、更に吉田主査代理より、株主総会は書き換えられた名簿によつて行なわれているのか、その総会の決定に基いて代表者が任命されたのか。株式の持分の内訳は明らかとなつてゐるのかと尋ねたところ、李主査代理は、それらのこととは、勿論明らかになつてゐる。そうでなければ株主権を行使できぬからと答えた。





(6) (b) 吉田主査代理より、対象となる会社の名前、所在地、資産状況等のつき合せをやろうといふことについてはどう考えるかと尋ねたところ、李主査代理は、必要なときは何時でも提出するといつたが、他の資料とのバランス上これだけ今すぐ出すのはどうかと思つて目下本国政府に請訓中であると答えたので、吉田主査代理は、日本側は他の資料も要求しているわけであると述べた。その際下部副本査より、伊蘭アジア局長の意向としては5月いつばいで予備会談を終りたいとのことであり、首席代表同志こうした語合いがあつたかどうか知らないが、いずれにしろ時期も迫つているようだと思うので、

事務的な資料のつき合せなどは早くやら
ないと上層部に対する報告が出せなくな
る恐れがある。その点韓国側でも考慮さ
れて資料提出の準備を進めていただきた
と発言した。

(7) (ii) 吉田主査代理より、こういつた会社の在日財産の返還を要求される法的根拠ができるだけ明確に伺いたいと述べたところ、李主査代理は、これは一般私法上、会社の支店の財産は本店に属するという原則に基いて、韓国に本社、本店のある会社の在日財産は当然その本店に帰属するものであると答えた。^(B)そこで吉田主査

代理より、(i)本店の財産は、株主権が米軍政庁に接収され、そして日本人の株主はいなくなつて、その会社は韓国政府のものとなつた。従つて日本内地の財産に対し、その権利が及ぶという意味か、(ii)またそうすると日本内地に所在する日本人の株式も接収され韓国政府のものとなつたということが前提となつていいのか、(iii)更に日本内地における債務（内地にあつた支店が日本国内に債務をもつっていた場合）は接収によつて継承しないとい

うことが前提となつてゐるのかと尋ねたところ、李主査代理は、上記の何れに対してもその通りであると答えた。これに對し吉田主査代理は、これらの点について日本側の見解とかなり大きな相違があると思う。⁽⁸⁾今の株式の場合、要するに韓国における布告で日本内地にある株式が無効となつたといふことが株券そのものによつて表示された権利が無効となつたのかと尋ねたところ、李天祥委員は、株券は米軍政庁に帰属したと答えたので、更に吉田主査代理は、米軍政令の効力は韓国内にあつたものには及ぶが日本国内にあつた株式の如き有価証券を接収することはできなかつたのではないかと尋ねたところ、李天祥委員は、軍令33号により株主権が接収されたものであると答え、李主査代理より株券と株主の住所がどこであろうとすべて米軍政庁に帰属したも

(e) のであると説明した。そこで吉田主査代

理は、軍令33号では、財産の所在地が韓国内にあつたものに限つて接收されたと思うがどうかと尋ねたところ、李主査代理は株主権は韓国に所在したものであると答えた。更に吉田主査代理は韓国における布告によつて日本国内にある財産を接收し得るとは考えていないと述べたところ、李天柱委員は株式が帰属した結果本店が帰属し、従つて支店のものを請求するという見解であると答えた。吉田主査代理はこの問題に関する日本側の見解は何れ申上げると述べ、ト部副主査よりは軍令33号が基礎で株主権が韓国政府に帰属したことであるが、本社で株主名簿を取得し、その会社が韓国法人になつたからその法人の在日財産を要求するのかと尋ねたところ、李主査代理は、それらの法人は8月9日以前から韓

國法人であつたが、株主権が移転したの
であると答えた。更にト部副主査は、管

轄権の及ばない日本国内において財産も
あるが、債務もある場合債務は問題にな
らない。借金があるのは認めないという
のは納得できないと述べ、吉田主査代理
よりも、米軍政府もそこまで考えていな
かつたのではないかと述べたが、これに
関しては何れ日本側の考え方を述べること
として一応この問題に対する討議を打切
つた。

(5) 次回会合は4月28日(金曜日)午前10時30分からとすることを申合せた。

(f)

(6) 新聞発表については、前例どおり前田、文両委員に一任することを申合せ、両委員打合せの結果次の事項を発表することとなつた。

(i) 吉田主査代理の述べた「日韓請求権問題に関する米国の見解の表明に関する日本側見解」及び「軍政令第33号の日付問題に関する日本側見解」の概要

(ii) 韓国側請求要綱4の「1945年8月9日現在韓国に本社、本店または主たる事務所があつた法人の在日財産の返還請求」の問題について、前回に引き続きその事実関係と法律関係について意見の交換を行なつたこと。

(iv) 次回会合を4月28日午前10時30分からとすることを申合せたこと。